

平成27年度優良基礎肉用雌牛導入事業

平田村農業委員会だより

第7号

平成27年9月4日

編集・発行
平田村農業委員会
Tel (0247) 55-3115
(直通)

宮崎県から素牛15頭を導入

今年度の優良基礎肉用雌牛導入事業（通称…県外導入事業）に伴う素牛の買い付けが、7月11日～15日の5日間、宮崎県の「宮崎中央家畜市場」・「南那珂地域家畜市場」・「宮崎都城家畜市場」で実施されました。

繁殖を目的とした雌牛15頭を購入し、貸付決定された畜産農家には、7月17日と19日の2日間でJAあぶくま石川畜産センターにて引渡をしました。

今回導入した雌牛は、主に糸桜系の美徳国や気高系の勝平正で、母体能力の高い系統であり、平田村の家畜改良に更なる期待が膨らみます。

農業委員会の畜産専門委員会としても今後の畜産振興に期待しています。



農地パトロールを行います

「地域の農地は地域で守る」という意識のもと今年も遊休農地の実情を知るため、農業委員が村内をパトロールします。

- ・平成27年9月18日（金）
- ・午後1時～
- ・村内一円

8月5日・6日に、本宮市家畜市場で肉用子牛セリ市が開催されました。4月からの取引価格は高値取引が続いて、落札価格90万越えが2頭出るなど、生産者にとっては励みになる価格状況です。

今後は、高値への警戒感も持たれているものの、構造的な素牛不足から引き続き堅調な推移が見込まれると考えられます。

全国農業新聞

農業の経営とくらしに役立つ情報をお届けする

- 毎週金曜日発行
- B3版8～10頁建
- 購読料：月700円[送料、税込み]

◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または村農業委員会事務局までお願いします

子牛セリ、高値で推移

葉たばこ作柄調査

畑作専門委員会では、6月24日（水）村内の葉たばこ生育調査を行いました。この調査は平田たばこ耕作協議会・JA平田支店との合同事業で毎年行っています。

今年の葉たばこ生育状況は順調で、当日も2件の収穫作業中の生産者と意見交換や作業現場の確認をするなどして調査を行いました。7月以降の本格的な収穫乾燥作業への移行もスムーズに行われることを予想されます。



（現地確認中の農業委員さん）

老後に備えて 農業者年金



農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。また、支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっております。老後の生活に備え加入を考えませんか？

農業者年金の特徴・メリット

- 農業に従事されている方は誰でも加入できます。
- 20歳以上60歳未満である国民年金1号被保険者で、年間60日以上、農業に従事していれば、誰でも（配偶者や後継者も可）加入できます。
- 少子高齢化に強い年金です。
- 自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」で、加入者・受給者の数に左右されにくい年金です。

○保険料の額は自由に決められます。

保険料は月額2万円から6万7千円までの千円単位で自由に設定でき、経営状況に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れるはずであった老齢基礎年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。65歳以上であれば、国民年金とあわせて年間120万円までは非課税となります。

○担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告者であるなどの要件を満たした方には、保険料の国庫補助（月額1万円）があります。

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、左記へお問い合わせください。

■問い合わせ先
農業委員会事務局 ☎55-3115

農地転用には許可・届出が必要です

農地は、大切な食料の供給基盤であり、一度、農地以外に転用されると元に戻すことが極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

このため、農地転用制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない土地に誘導するとともに具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしています。

農地転用とは

農地を住宅や倉庫等の建物敷地、資材置き場、駐車場、道路等農地以外の用途に転換することです。

許可の可否について

農地転用許可基準は、平成21年の農地法改正によって、それ以前に比べ、大幅な厳格化が図られました。

このことから、以前転用で許可された土地に類似する条件の土地であっても現在は許可され

ない場合もあります。

一時的なものも含め、農地を農地以外の目的で利用する場合は、事前に許可の見込や、必要な手続き等について農業委員会にご確認下さい。

問い合わせ先

農業委員会事務局
☎55-3115



☆編集後記☆

今年の梅雨は、空梅雨で連日の猛暑続きで農作業も大変苦労しましたが、好天の甲斐があつて今年の「米」の作柄は一週間程度進んでおり実りの秋を待つばかりで一安心です。しかしながら、今年度も県下一斉に「米」のセシウム全量検査を実施することになりました。一日も早く、安心安全な農産物で有ることが理解されたいものです。

広報専門委員会 佐藤 四郎

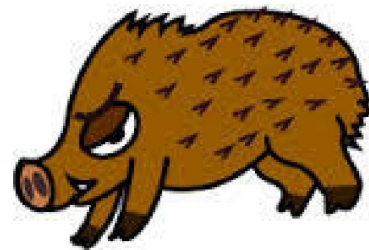
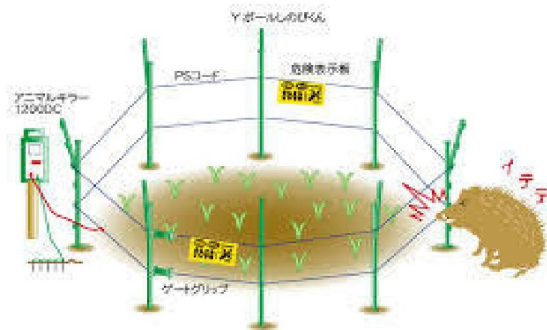
農家のみなさんへ

～鳥獣被害対策に係る電気柵の購入補助があります～

平成27年8月7日
平田村役場 産業課

・村では、鳥獣被害対策として電気柵本体の購入費用を支援します。

1. 対象者・・・村内に住所を有している者（交付要綱第2条）
2. 対象物・・・平成27年4月1日以降に下記の資材を購入したもので、今年度中に設置するもの。
①電気柵本体
※電気柵に必要なワイヤー、ポール等の資材は対象外です。
3. 補助率・・・本体購入費の2分の1以内（100円未満切捨て）
上限2万円
4. 申請期間・・・12月頃を予定しています。
※再度お知らせしますので領収書等は大切に保管しておいてください。



☆村のカメムシ防除対策事業のご紹介☆

①カメムシ防除剤導入の支援をします。

・近年、水稻栽培におけるカメムシの被害が増加しています。村では、農家の生産意欲向上及び米の品質向上を図るため、カメムシ防除剤導入を支援します。

1. 補助率・・・購入費の3分の1以内（村6分の1 防除団体6分の1）
2. 対象者・・・村内に住所を有している者（交付要綱第2条）
3. 対象資材・・・カメムシ防除剤（スタークル液剤10、MR.ジョーカー粉剤DLなど）
4. 申請期間・・・12月頃を予定しています。

②水稻共同防除用動力噴霧器を導入しました。

・カメムシ防除対策の2つ目として、村で水稻共同防除用動力噴霧器を導入しました。
農家のみなさんに無償で貸出しますので、ぜひ活用してください。

1. 導入機械 丸山製 自走セット動噴 MSV415L-1 5台
畦畔ノズル 5個
2. 貸出場所 あぶくま石川農業協同組合 平田営農生活センター
住所 北方字後川 14-98 電話 54-3153
3. 貸出方法 あぶくま石川農業協同組合平田営農生活センターに備え付けの使用申請書
に必要事項を記入のうえ、使用する5日前までに提出してください。
4. 貸出期間 平成27年6月24日（水）から



お問い合わせ先： 平田村役場 産業課 電話 55-3557 FAX 55-3513